

# 富山県立富山西高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、富山県立富山西高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（所在地）

第 2 条 実行委員会を富山県富山市婦中町速星 9 2 6 番地富山県立富山西高等学校内に置き、併せて事務局を同所に置く。

（目的）

第 3 条 実行委員会は、富山県立富山西高等学校の教育方針に基づき、生徒の福祉を増進し、教育活動の振興を図るため、施設・設備等の充実について援助することを目的とする。

（事業）

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の記念事業を行う。

- （1）記念式（式典、講演、祝賀会）
- （2）記念誌（富山県立富山西高等学校 100 周年記念誌）
- （3）学校の環境整備事業等
- （4）その他、実行委員会の目的を達成するための必要な事業

（会員及び組織）

第 5 条 実行委員会は、富山県立富山西高等学校三柏会、教育振興会、後援会、P T A、富山県立富山西高等学校（以下、「構成団体」という。）及び実行委員会の目的に賛同する者をもって構成する。

（役員）

第 6 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1 名
- （2）副委員長 若干名
- （3）顧問 若干名
- （4）常任委員 若干名
- （5）委員 若干名
- （6）監事 若干名
- （7）事務局員 若干名

（役員を選出）

第 7 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- （1）委員長及び副委員長は、役員総会において選出する。
- （2）顧問、常任委員、委員及び監事は、構成団体の長からの推薦により、委員長がこれを委嘱する。
- （3）事務局員は、構成団体の長からの推薦により、委員長がこれを委嘱する。

（役員任期）

第 8 条 役員任期は、事業終了までとする。ただし、委員長が必要と認めた場合はこ

の限りではない。

#### (役員職務)

第9条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故のあるときは代理する。
- (3) 顧問は、実行委員会の重要事項に関し、諮問に応ずる。
- (4) 常任委員は、重要事項を審議し、会務を推進する。
- (5) 委員は事業の運営にあたる。
- (6) 監事は、会務の執行と会計を監査する。
- (7) 事務局員は、それぞれの会務を司る。

#### (部会)

第10条 委員会に、第3条の目的を達成するため、次の部会を置く。

- (1) 記念誌編集部会
  - (2) 記念事業部会
  - (3) 式典・祝賀部会
  - (4) 寄付・募金推進部会
  - (5) その他必要とする部会等
- 2 各部会の部会長・副部会長及び部員は、構成団体の長の推薦により、委員長がこれを委嘱する。
- 3 その他必要とする部会等は、必要に応じて委員長が組織する。

#### (会議)

第11条 委員会の会議に、総会及び常任委員会を置く。

- 2 総会は、次の事項を審議、決定する。
- (1) 規約の制定及び改正
  - (2) 事業計画及び予算の決定
  - (3) 事業報告及び決算の承認
- 3 常任委員会は、総会の審議、決定するもの以外の事項について審議、決定する。
- 4 総会は、常任委員会をもってこれに代えることができる。
- 5 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 6 会議は、出席者の過半数をもって議決する。

#### (経費)

第12条 実行委員会の経費は、篤志寄付金その他をもってあてる。

#### (会計)

第13条 実行委員会の会計を事務局で行い、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 収入証拠書類（寄付金の受入れに関する帳簿を含む。）
- (2) 支出証拠書類
- (3) 出納簿

#### (解散)

第14条 実行委員会は、事業が完了し、会計の清算後、総会において事業の報告が完了した後解散する。

#### (残余財産の処分)

第 15 条 解散に伴う清算の結果、会計に生じた委員会の残余財産は、富山県立富山西高等学校の教育活動助成のために、三柏会が所管する基金会計に移管する。

附則 この規約は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。